

事 務 連 絡  
令 和 2 年 3 月 6 日

別記 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室  
高 齢 者 支 援 課  
振 興 課  
老 人 保 健 課

### 介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスについては、かねてより必要な対応をお願いしているところですが、介護事業所等（通所介護・短期入所生活介護等に限る。）の利用者等（介護事業所等の利用者及び職員をいう。）に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の取扱いについては、「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルスの感染症が発生した場合等の対応について」（令和2年2月18日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等において、お示ししてきたところです。

今般、名古屋市が市内2区の通所介護事業所等に対し休業要請を実施したことを受け、「介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について」（令和2年3月6日付厚生労働省健康局結核感染症課他連名事務連絡）を都道府県等に発出いたしましたので、貴会におかれましては、別紙の内容についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知についてご協力をお願いいたします。

(別記)

公益社団法人 全国老人保健施設協会  
一般社団法人 日本慢性期医療協会  
日本介護医療院協会  
公益社団法人 日本看護協会  
公益財団法人 日本訪問看護財団  
一般社団法人 全国訪問看護事業協会  
一般社団法人 全国デイ・ケア協会  
一般社団法人 日本訪問リハビリテーション協会  
一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会  
一般社団法人 日本言語聴覚士協会  
一般社団法人 日本作業療法士協会  
公益社団法人 日本理学療法士協会